

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要

1. 子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨

近年における子ども・子育てを取り巻く環境は、急速な少子高齢化の進展に伴う家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など大きな変化をしており、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、子育てニーズも多様化しております。

これらに対応するため本市では、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき“子ども健やかな成長を見守る 絆で結ばれた地域の実現”を基本理念とした「ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画」を平成17年3月に策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け、次代を担う子どもやその保護者への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなるまちづくりを推進してきました。

こうした中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月より幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に全国共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」が本格施行され、平成27年度を初年度として5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が市町村に求められました。本市では、これまで取り組んできた「ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画」の基本理念を継承したうえで、「家族の絆」や「地域の絆」を強化、再構築することで本市の実情に即した子ども・子育て支援が実現できるように新たな計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定するものです。

子ども・子育て支援法

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

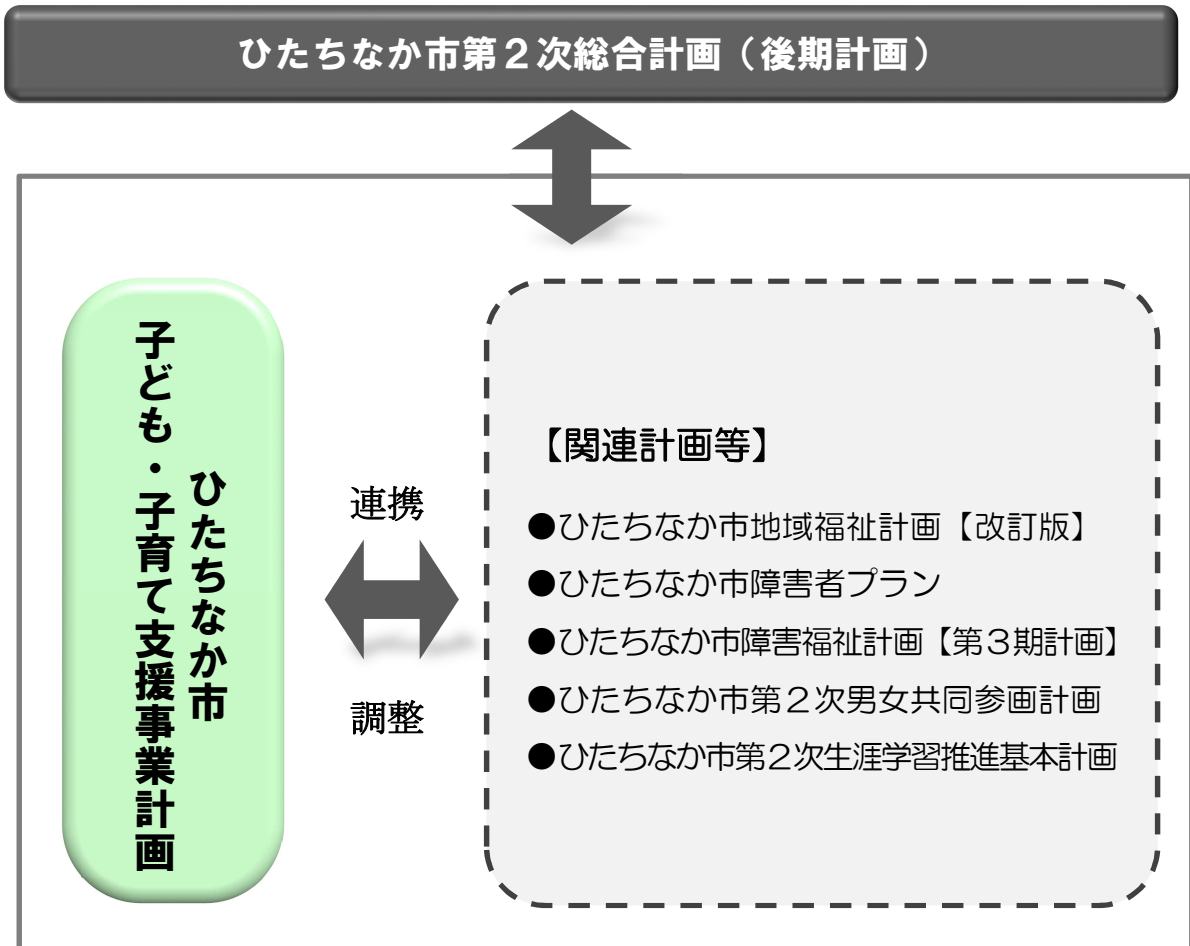
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 計画体系における位置づけ

本計画は、「ひたちなか市第2次総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。また、施策を総合的、一体的に進めるため関連する個別計画と調和を保ち策定するものです。

図表 ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



※ 関連計画が改定・変更された際には、必要に応じて内容変更を行います。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

図表 関連計画との計画期間の比較

平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	ひたちなか市第2次総合計画 前期計画					ひたちなか市第3次総合計画 前期計画			
			後期計画				後期計画		
	ひたちなか市次世代育成支援対策行動計画 後期計画								
						ひたちなか市子ども・子育て支援事業計画			
	ひたちなか市障害者プラン 第2期計画（10ヵ年）								
		ひたちなか市障害福祉計画 第3期計画						第4期計画	
	ひたちなか市第2次男女共同参画計画								
	ひたちなか市第2次生涯学習推進基本計画								

4. 計画の策定方法

本計画は子どもの保護者、学識経験者、民間保育所並びに私立幼稚園の代表者及び保育士・教諭、商工会議所や小学校等の関係機関の代表者、地域福祉関係者などから構成される「ひたちなか市子ども・子育て審議会」での審議を踏まえて策定しました。

また、「ひたちなか市パブリック・コメント実施要綱」に基づき、計画策定にあたっての意見を広く市民の皆様から募集し、4人の方から14件の貴重なご意見を頂きました。

